

独立行政法人大学入試センターにおける公的研究費の不正防止計画

不正防止計画推進委員会

令和4年4月1日改正

独立行政法人大学入試センターにおける公的研究費の取扱いに関する規則第13条の規定に基づき、「独立行政法人大学入試センターにおける公的研究費の不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり策定する。

なお、不正防止計画推進委員会は、本計画の実施状況を確認するとともに、必要に応じてその見直しを行うものとする。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、センター内の運営・管理に関わる者が不正防止対策に関してセンター内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

不正発生要因	不正防止策
教職員等の研究費の不正使用に対する意識が不十分	・公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対してコンプライアンス教育に係る研修・説明会を定期的実施する。 ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。 ・センターに所属する全ての教職員等に対して定期的に啓発活動を実施する。
競争的研究費の運営・管理に関わる教職員等に求められる規範の理解不足	公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対する行動規範を策定する。
コンプライアンス教育及び啓発活動の形骸化	コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定し、定期的な点検・見直しを行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。

不正発生要因	不正防止策
機関全体の観点に基づいた不正発生要因の把握が不十分	監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。

不正発生要因	不正防止策
経費執行が年度末に集中	予算執行状況を随時整理し、適宜是正の指導をする等により、年間を通じたバランスある予算執行を実現する。
検収・検査制度の形骸化	・調達については、財務課で契約、発注、検収を行い、検収に関するルールの遵守を徹底する。
換金性の高い物品の管理が不十分	換金性の高い物品については、「高換金性物品管理システム」に登録するとともに、当該物品には「高換金性物品管理シール」を貼付し管理をする。
取引業者等との癒着	<ul style="list-style-type: none"> ・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正を防止するために、検収時に納品物品に給付の完了印を押印する。 ・内部監査により、納品後の物品等の現物確認をする。 ・内部監査により、取引業者の帳簿との突合をする。 ・取引停止等の措置について、ホームページ上で公表することにより、教職員及び納入業者に周知徹底を図る。
旅費請求手続きの形骸化	・出張計画書に用務内容、日時、出張先、

	相手方等を記入させ、事務担当者が確認する。さらに、出張報告書により出張の事実を確認するとともに、学会等の用務の場合は、大会要旨や当日配付される資料の一部を添付する。
出張事実等の確認が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査により、出張計画の実行状況等の把握・確認をする。用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認（ヒアリングを含む）を行う。
第三者による勤務実態の事後確認が容易でない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤雇用者の勤務実態を把握するため、事務担当者が不定期に非常勤雇用者の執務場所に赴き、勤務確認を行う。 ・ 内部監査により、非常勤雇用者の一部を対象に、勤務実態についてヒアリングを行う。
不適切な手続きに対する指導が不十分	監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正を事前に防止するため、センター内でのルール等に関する情報共有を進めるとともに、センターにおける取組や事例の主体的な情報発信を行う。

不正発生要因	不正防止策
情報共有及び情報発信が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正使用の通報を受け付ける通報窓口、ルール等についての相談を受け付ける相談窓口の設置について周知し、適切な運用に努める。 ・ 不正への取組に関するセンターの方針等をホームページ等で公開する。

6. モニタリングの在り方

研究費の不正使用の発生可能性を最小にすることを旨し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。これらに加え、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機能的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

不正発生要因	不正防止策
実効性のあるモニタリング体制の未整備	<ul style="list-style-type: none">・ 適宜、監査や業務の体制及び問題点の把握に努め、必要に応じて不正防止計画を見直す。・ 監事は、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、又、不正防止計画が適切に実施されているか確認し、意見を述べる。